

再委託承認基準

杉並区が発注する業務委託契約では、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することを禁止している。

本基準は、適正な履行確保のため、業務の一部をやむを得ず再委託する場合に、契約の相手方が第三者に業務を委任し又は請け負わせる場合の承認基準等について定めるものである。

1. 承認基準

- (1) 再委託により契約を履行しようとするときは、あらかじめ、区に申請を行い、承認を得られた場合に限り、再委託（再委託先が受託者の子会社である場合を含む。）することができる。
- (2) 原則、次の基準を全て満たし、総合的な判断の上、再委託の承認決定を行う。

① 再委託の業務及び業務内容について

- ・ 契約書に定める主要業務ではないこと。

委託する業務の全部又は主要な業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

例えば、建物総合管理において日常清掃のような主要業務の再委託は認められない。また、日常清掃は行うが他の業務全てを再委託することも認められない。

- ・ 再委託する業務が、特殊技術を要するもの、効率が求められるための補助的な業務等であること。

例えば、建物総合管理は、消化設備定期点検のうち防火シャッター作動点検、エレベータ保守など、通常ではビル管理会社で技術者がいないような保守点検業務等が該当する。また、効率確保のための補助的業務として、例えば、レポート点検において、集計のパンチ入力を他の業者に委託することが該当する。

② 再委託の理由について

- ・ 再委託の理由が社会通念上妥当であること。

再委託する業務、再委託先の企業状況等を踏まえ、承認決定の判断を行う。

③ 再委託先について

- ・ 再委託先の履行能力に疑義がないこと。

会社更生法、民事再生法の申請中の会社（会社更生法等適用された場合は除く）、手形不渡りを出した会社等の経営状況が不安定な会社、再委託される業務について技術力や必要な許可がない会社等は再委託できない。

- ・ 再委託先が委託案件の入札参加者でないこと。

入札の公正性、透明性の点で認められない。

- ・ 再委託契約金額が妥当であること。

再委託先への適正な支払いを担保するため。

④ その他

- ・ 契約の適正な履行に支障が生じる恐れがないこと。

2. 個人情報を取り扱う業務を再委託する場合

通常の契約と異なり、厳格な取扱いとなるため次の事項について留意すること。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の一部を第三者に再委託する場合は、杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準（令和5年3月31日杉並第71119号）第43条第1項第1号から第5号までの規定と同様の措置を講じなければならない。
- (2) 個人情報保護の区に対する責任は、受託者が負うことになる。
- (3) 受託者は、再委託先に引き渡す、又は再委託先が収集する個人情報の内容や件数、期間などは区に届けなければならない。
- (4) 受託者は、再委託先から個人情報の返還（複写・複製したものを含む。）があったときは、区と取り交した契約書等に定めるところにより、当該個人情報を区に返還又は受託者自身が廃棄しなければならない。
- (5) 受託者は、区の承認を得て再委託先に個人情報の廃棄（複写・複製したものを含む。）を指示したときは、個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン「7 個人情報の返還・廃棄」の（5）を準用し、廃棄に関して記録する。また、最終の個人情報の廃棄のときは、区にその旨を報告する。

3. 手続方法

受託者は、再委託する前に次の手続を行い、区の承認を得ること。

- (1) 発注主管課に再委託できる業務であるのか確認すること。
- (2) 再委託できる業務であることを確認後、「再委託承認申請書（様式例）」に必要事項を記載し、区に提出すること。
- (3) 個人情報を取り扱う業務を再委託する場合は、再委託先に「個人情報の保護に係る誓約書（様式例）」の提出を求め、承認申請書とともに誓約書の写しを区に提出すること。

4. 承認決定

区は、審査の結果、再委託が妥当と判断した場合、受託者宛に「再委託に関する承認決定書（様式）」を交付する。

5. 子会社・関連会社等への再委託する場合

上記手続と異なるため、別紙「子会社・関連会社等への再委託の取扱い」を参照すること。

6. 無断で再委託を行ったものに対する措置

区の承認を得ずに無断で再委託を行った場合（履行完了後に判明した場合も含む）は、入札参加資格指名停止等の措置を講じる場合がある。

7. 適用開始

令和6年1月

杉並区総務部経理課契約係 電 話 03-5307-0612（直通） FAX 03-3312-2440
--

子会社・関連会社等への再委託の取扱い

杉並区請負・委託標準契約条項第3条第2項に規定する再委託の承認申請について、子会社・関連会社等は、次のとおり申請に代えて関係書類を区に提出した場合、再委託を認める。
なお、関係書類は受注契約ごとの提出は必要ないが、年度ごとに提出すること。

1. 子会社（会社法第2条第3号に規定する会社）、関連会社（証券取引法（金融商品取引法）第193条に基づく「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に規定する会社）へ再委託する場合

（1）提出書類

内閣総理大臣に提出した有価証券報告書の写しなど、各種法令等に定める子会社・関連会社であることを立証できる文書

（2）子会社・関連会社の判断基準

分類	判定基準	具体的内容
子会社	支配力基準 株主總會その他これに準ずる意思決定機関を支配しているか否かで判定	議決権の過半数を自己の計算において保有している場合 議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有し、かつ、下記のいずれかに該当する場合 （ア）緊密な者等が所有する議決権と合わせて過半数所有 （イ）自己の役員等が取締役会等の構成員の過半数を占めている。 （ウ）重要な財務等の決定方針を支配する契約等が存在 （エ）資金調達額の過半について融資（債務保証含）を実施 （オ）その他の意思決定機関の支配が推測される事実がある。
		自己と自己と緊密な関係にある者で合わせて議決権の過半数を有し、かつ、上記の（イ）～（オ）に該当する場合
関連会社	影響力基準 親会社等が財務・営業等に関して重要な影響を与え得るか否かで判定	議決権の20%以上を自己の計算において保有している場合（子会社を除く。） 議決権の15%以上、20%未満を自己の計算において所有し、かつ、下記のいずれかに該当する場合（子会社を除く。） （ア）OB等が代表取締役、取締役等に就任 （イ）重要な融資の実施 （ウ）重要な技術の提供 （エ）重要な営業上又は事業上の取引の存在 （オ）その他重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在
		自己と緊密な者等が所有する議決権を合わせて議決権の20%以上を所有し、かつ上記の（ア）～（オ）に該当する場合（子会社を除く。）

2. 法律で事業範囲、事業地域等が規制されている事業者へ再委託する場合

（1）提出書類

グループ内傘下会社であることがわかる文書